

県

報

長野県告示第155号

地域発元気づくり支援金交付要綱(平成19年長野県告示第234号)の一部を次のとおり改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

第3第2項第1号及び第2号中「及び森林づくり推進支援金」を削る。

地域振興課

長野県告示第156号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	条 項
特定非営利活動促進法施行条例(平成 10年長野県条例第30号)	第2条第1項、第3条第1項、第4条 第1項、第7条第1項、第8条、第9条、 第12条並びに第14条第1項及び第2項

県民協働課

長野県告示第157号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院及び救急診療所は、次のとおりです。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
長野県厚生農業協同組合連合会鹿 教湯三才山リハビリテーションセ ンター鹿教湯病院	上田市鹿教湯温泉1308	令和8年3月31日
医療法人慈修会上田腎臓クリニッ ク	上田市住吉322	令和8年5月8日
長野県厚生農業協同組合連合会下 伊那厚生病院	下伊那郡高森町吉田481-13	令和8年5月8日

医療政策課

長野県告示第158号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。 令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

氏 名 診断に当たる障害別

診療を行う医療機関の所在地及び名称

前沢 琢磨 視覚

駒ヶ根市上穂栄町17番18号 医療法人ひまわり会 前沢眼科 駒ヶ根診療所

高木 崇 心臟 駒ケ根市赤穂3230 昭和伊南総合病院 ぼうこう又は直腸 茅野市玉川4300 林 大吾 組合立諏訪中央病院 北原 腎臟 伊那市小四郎久保1313-1 ぼうこう又は直腸 伊那中央病院 宮嶋 宏樹 聴覚 伊那市小四郎久保1313-1 平衡 伊那中央病院 音声・言語 そしゃく 肢体不自由 佐久市中込3400番地28 河合 俊輔 長野県厚生農業協同組合連合会 ぼうこう又は直腸 小腸 佐久総合病院 佐久医療センター 肝臓 飯田市鼎中平1936 伊壷 友希 肢体不自由 社会医療法人 健和会 健和会病院 瀧聞 浄宏 呼吸器 安曇野市豊科3100 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こども病院 中藤 ぼうこう又は直腸 飯田市八幡町438番地 亮 飯田市立病院 肢体不自由 佐久市中込3400番地28 羽村 凌雅 長野県厚生農業協同組合連合会 腎臟 ぼうこう又は直腸 佐久総合病院 佐久医療センター 小腸

障がい者支援課

長野県告示第159号

身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第2項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退がありました。 令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

氏 名 診療を行う医療機関の所在地及び名称 辞退年月日

木曽ひよし診療所

有泉 正一 飯田市鈴加町2-42 平成24年12月11日

有泉整形外科医院

障がい者支援課

長野県告示第160号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条ただし書及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第22条の2第1項の規定により、令和5年4月1日、長野県総合リハビリテーション事業の業務に係る公金の出納事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関及び収納事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関を、次のとおり指定します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

出納取扱金融機関又は収納取扱 金融機関の別	指定店	取 扱 店 舗
出納取扱金融機関	株式会社八十二銀行	朝陽及び県庁内の各支店
収納取扱金融機関	株式会社八十二銀行	本店及び出納取扱店舗を除く支店

障がい者支援課

長野県告示第161号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第32条第1項の規定により、同法第28条に規定する業務を 行う者の指定を次のとおり取り消しました。

報

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

名称	住 所	事務所の所在地	変更年月日
社会福祉法人アルプス福祉会	松本市寿豊丘642番地1	松本市巾上11番地20	令和5年3月31日

障がい者支援課

長野県告示第162号

平成18年長野県告示第565号(特定電気機器等の使用に係るエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価の 基準及び地球温暖化の防止に資する性能等を示す事項を記載した書面)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から 施行します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

第2を次のように改める。

第2 相対評価の方法その他の基準及び省エネラベル

相対評価及び省エネラベルは、次の表のとおりとする。

特定電気機器等	相対評価	省エネラベル
エアコンディショナー	エネルギー消費機器の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者が取り組むべき措置(平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。)1-3の多段階評価基準に基づくものとする。	告示別添1-1に定める様式によるものとする。ただし、寒冷地仕様のものにあっては、告示別添1-2に定める様式によるものとする。
照明器具	告示2-3の多段階評価基準に基づく ものとする。	告示別添2-1に定める様式によるものとする。
テレビジョン受信機	告示3-3の多段階評価基準に基づく ものとする。	告示別添3-1に定める様式によるものとする。
電気冷蔵庫	告示7-3の多段階評価基準に基づくものとする。	告示別添4-1に定める様式によるものとする。
電気冷凍庫	告示8-3の多段階評価基準に基づく ものとする。	告示別添 5 - 1 に定める様式によるものとする。
電気便座	告示13-3の多段階評価基準に基づく ものとする。	告示別添8-1に定める様式によるものとする。

第3を削る。

様式を削る。

環境政策課ゼロカーボン推進室

長野県告示第163号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の1の(2)のアに掲げる類型をいう。)を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

水 域	該当類型	達成期間
蓼科湖(全域)	A	1
猪名湖(長湖及び大月湖を含む全域(松原湖))	A	1
女神湖 (全域)	A	<i>^</i>
みどり湖(全域)	A	/\
美鈴湖(全域)	A	П
青木湖(全域)	AA	ハ
中綱湖(全域)	A	1
木崎湖(全域)	A	1
丸池(琵琶池を含む全域)	A	1
大座法師池(全域)	A	/\
野尻湖(全域)	A	1

(備考) 達成期間の区分は次のとおりとする。

- 1 「イ」は、直ちに達成
- 2 「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成
- 3 「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成

水大気環境課

長野県告示第164号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、次の表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の1の(2)のイに掲げる類型をいう。)を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定め、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

水 域	該当類型	達成期間
諏訪湖(全域)	IV	П
青木湖(全域)	I	1
中綱湖(全域)	П	1
木崎湖(全域)	П	1
野尻湖(全域)	I	П

- (備考) 1 青木湖、中綱湖、木崎湖及び野尻湖については、全窒素の項目の基準値を除く。
 - 2 達成期間の区分は次のとおりとする。
 - (1)「イ」は、直ちに達成
 - (2)「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成

水大気環境課

長野県告示第165号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16条第2項の規定により、次の表の水域に掲げる公共用水域に該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号)別表2の1の(2)のエに掲げる類型をいう)を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

			_
=	m2	ı e	+17
౼	Ψ÷	므	ᅑᅜ
LX	±1'	ᅏ	ŦIX

水系	水域	該当類型
天竜川水系の諏訪湖	諏訪湖沖合域 (別記1の水域)	生物 2
八 电川小ボツ 諏	諏訪湖沿岸域 (別記2の水域)	生物 1

- (注) 別記 1 及び 2 に掲げる水域の範囲は、令和 5 年 3 月 30 日 における行政区画その他の区域又は陸岸その他のものによって表示されたものとする。
- (別記) 1 上川河口左岸から北北西方1,710mの地点(北緯36度3分10秒、東経138度5分35秒)を含む水深5mの等深線で囲まれた水域(上川河口左岸から北西方1,800mの地点(北緯36度3分00秒、東経138度5分10秒)を含む水深6mの等深線で囲まれた水域(諏訪湖湖心域)を除く。)(諏訪湖沖合域)
 - 2 陸岸に囲まれた水域 (諏訪湖沖合域及び諏訪湖湖心域に係る部分を除く。) (諏訪湖沿岸域)

-lv	大気	1四十	本細
/IN	、ハメ	し場と	見可木

長野県告示第166号

昭和51年長野県告示第280号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく水質汚濁に係る環境 基準)は、令和5年3月31日限り、廃止します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

水大気環境課

長野県告示第167号

昭和59年長野県告示第350号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく公共用水域に係る環境 基準の類型の指定)は、令和5年3月31日限り、廃止します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

水大気環境課

長野県告示第168号

昭和60年長野県告示第250号(水質汚濁に係る環境基準の類型の指定)は、令和5年3月31日限り、廃止します。 令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

水大気環境課

長野県告示第169号

平成元年長野県告示第319号(環境基準の類型指定)は、令和5年3月31日限り、廃止します。 令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

水大気環境課

長野県告示第170号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

報

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施行者の名称

松川村

2 都市計画事業の種類及び名称

池田都市計画下水道事業 松川村特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

平成7年7月2日から 令和10年3月31日まで

4 事業地

変更なし

生活排水課

長野県告示第171号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施行者の名称

白馬村

2 都市計画事業の種類及び名称

白馬都市計画下水道事業 白馬村公共下水道

3 事業施行期間

平成元年12月11日から

令和12年3月31日まで

4 事業地

変更なし

生活排水課

長野県告示第172号

共同利用施設災害復旧事業補助金交付要綱(昭和35年長野県告示第102号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

第2中「の各号」を削り、同2第8号を次のように改める。

(8) 政令第1条の2第2号に規定する一般社団法人又は一般財団法人

第3第2項中「正副2部」及び「3部」を削る。

第4第2項中「正副2部」を削る。

第5の見出し中「等」を削り、同5第3項を次のように改める。

3 前2項の書類(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。第7第3項において同じ。)を含む。)の提出期限は、第3第2項の規定による災害復旧事業の承認を受けた日から起算して30日を経過した日とする。

第6中「11月30日現在において」を「交付決定のあつた日の属する年度の11月30日現在において、」に、「正副2部作成し、」を「作成し、 当該年度の」に改める。

第7の見出し中「及び」を「、関係書類及び提出期限」に改め、同第3項中「の提出部数は、正副2部(共同利用施設別事業主体別 災害復旧事業成績書にあつては3部)とし、」を「(当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)の」に、「年度」を「日 の属する年度」に改める。

02	令和5年(2023年)3月30日(木)	長	野	県	報			第393号	
様	式第1号中「事業主体名 代表者氏 名		ബ	」を	「事業主体名	代表者氏	名		」に改め、
同様	式の添付書類中「3部」を削る。								
様	式第2号の注の1中「公益法人」を「一般社団法」	【又は	一般財団	団法人	、(政令第1多	その2第2号	身に規定~	する一般社団法人	又は一般財
団法	人をいう。以下同じ。)」に改め、同注の8の4)中	「公益	法人」を	を 「一	般社団法人ス	スは一般財団	法人」に	こ、	
Γ	エ 財団法人にあつては、基本財産の)拠出	額を記載	載した	書類				
	オ 前年度の事業報告書及び収支決算	書					を 」		
Γ	エ 前年度の事業報告書及び収支決算	書] [こ改める。	
様	式第3号から様式第6号までの規定中								
「事業	業主体名 代表者氏 名 [1]	を「』	事業主体	名 /	代表者氏 名			」に改める。	
様	式第7号中「事業主体名 代表者氏 名		印	」を	「事業主体名	代表者氏	名		」に改め、
同様	式の添付書類中「3部」を削る。								
様	式第9号及び様式第10号中「事業主体名 代表者氏	- 名	ı		割った	<u> </u>			

」に改める。

農業政策課

長野県告示第173号

Γ

「事業主体名 代表者氏 名

長野県農業・水産関係試験場種苗等配布規程(昭和52年長野県告示第219号)の一部を次のように改正します。 令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

第1条中「長野県野菜花き試験場」の次に「、長野県野菜花き試験場佐久支場」を加える。 別表の種子の項中「雑穀 とうもろこし」を「雑穀」に、

野菜 花き	長野県野菜花き試験場 長野県南信農業試験場
ソルガム	長野県畜産試験場
特用作物	長野県野菜花き試験場

野菜 花き	長野県野菜花き試験場
ソルガム とうもろこし	長野県畜産試験場
特用作物	長野県野菜花き試験場 長野県野菜花き試験場佐久支場

に改め、同表の種苗の項中

	77710 100	長野県南信農業試験場	· を
Г			
1	果樹	長野県果樹試験場 長野県南信農業試験場	1.7 24

長野県野菜花き試験場

長野県野菜花き試験場

に改める。

を

を

長野県告示第174号

野菜 花き

野菜 花き

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。 令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

農業技術課

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡松川村字川花見3238 の 1 ・字芳小屋3237 の 10・字天狗岩3240 のイ (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)、字 川花見3232 の 8 、3232 の 9 、3234 の 4 、3234 の 5 、3238 の 2 から 3238 の 6 まで、字蟹沢3239、3239 の 2 から 3239 の 4 まで、字 天狗岩3240 の 1 、3240 の 3 から 3240 の 5 まで、3240 の 12、3240 の 13、3240 の 15 から 3240 の 20 まで、字荻沢3248 の イ、3251 の 1、3252 の 1、3253 の 1、字大林3249 の 1、3249 の 2、3250 の 1、3325

報

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川村役場に備え置いて 縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第175号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更します。 令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡松川村字川花見3238 の 1・字芳小屋3237 の 10・字天狗岩3240 のイ (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)、字 川花見3232 の 8、3232 の 9、3234 の 4、3234 の 5、3238 の 2 から 3238 の 6 まで、字蟹沢3239、3239 の 2 から 3239 の 4 まで、字 天狗岩3240 の 1、3240 の 3 から 3240 の 5 まで、3240 の 12、3240 の 13、3240 の 15 から 3240 の 20 まで、字荻沢3248 の イ、3251 の 1、3252 の 1、3253 の 1、字大林3249 の 1、3249 の 2、3250 の 1、3325

2 保安林として指定された目的

干害の防備

- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上 のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第176号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定による基本測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

基本測量 国土広域情報 修正

2 作業期間	IE I
--------	------

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

長野県全域

建設政策課

長野県告示第177号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

基本測量 空中写真撮影・オルソ作成

2 作業期間

令和4年4月12日から令和5年2月16日まで

3 作業地域

飯田市、下伊那郡高森町、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、下伊那郡下條村、下伊那郡壳木村、 下伊那郡天龍村、下伊那郡泰阜村、木曽郡南木曽町

建設政策課

長野県告示第178号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

基本測量 航空レーザ測量による高精度標高データ整備

2 作業期間

令和4年4月26日から令和5年2月8日まで

3 作業地域

佐久市、南佐久郡佐久穂町

建設政策課

長野県告示第179号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

基本測量 成果不整合地域における基準点改測

2 作業期間

令和4年9月1日から令和5年2月8日まで

3 作業地域

上田市

長野県告示第180号

林野庁中部森林管理局長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の 規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 航空レーザ測量 地図情報レベル 1000

2 作業期間

令和4年3月29日から令和5年2月27日まで

3 作業地域

下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村

建設政策課

長野県告示第181号

中野市長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1 作業種類

公共測量 基準点測量

2 作業期間

令和4年11月15日から令和5年3月10日まで

3 作業地域

中野市

建設政策課

長野県告示第182号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり収納の事務を委託しました。 令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1 委託を受けた者の所在地及び名称

大阪府大阪市北区大深町4番20号グランフロント大阪タワーA

株式会社エフレジ

2 委託した事務の内容

建設業許可・経営事項審査電子申請システムを利用して納付する手数料の収納事務

3 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

建設政策課

長野県告示第183号

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第16条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
町道 川向椰野線	木曽郡南木曽町読書3912番15地先から 木曽郡南木曽町読書2780番3地先まで	道路改築	令和5年4月1日

道路管理課

長野県告示第184号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第10条第2項の規定により、県道の路線を次のように変更します。 その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課において、一般の縦覧に供します。 令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

整理番号	旧新別	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
	la la	南永江替佐停車場線	中野市字南永江	
416	IH	11 日水江省任行平物林	替佐停車場	_
416			中野市大字豊津替佐	
	新	替佐停車場線	替佐停車場	_

道路管理課

長野県告示第185号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地 崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び佐久穂町役場に備え置きます。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地 番	標柱番号
城山北	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から10号までを順次結んだ線及び標柱1号と10号を結んだ線に囲まれた土地の区域	南佐久郡佐久穂町 """"""""""""""""""""""""""""""""""""	畑 リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ リ		3400番 1 3408番 9 3418番 1 3426番 2 3539番 1 3400番74 3400番64 3400番69 3400番18	1号 2号及び3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号

砂防課

長野県告示第186号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和5年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施行者の名称

松本市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - 松本都市計画道路事業 3·4·52号博労町栄町線
- 3 事業施行期間

令和5年3月30日から

令和11年3月31日まで

- 4 事業地
 - (1) 収用の部分

長野県松本市本庄1丁目地内

(2) 使用の部分

なし

都市・まちづくり課

長野県佐久建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

長野県佐久建設事務所長 小 林 敏 昭

- 1(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 川上佐久線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
佐久市三分字中の田150番の1地先から 佐久市下越字蟹田60番の3地先まで	旧	$\frac{m}{8.2 \sim 12.9}$	km 0.2198
同 上	新	$11.0 \sim 20.5$	0. 2283

- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 下仁田臼田線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
佐久市三分字中の田164番地先から 佐久市下越字蟹田60番の3地先まで	旧	$\frac{m}{8.2 \sim 10.1}$	km 0.1738
同 上	ter.	$9.2 \sim 20.5$	0. 1749
佐久市三分字下の田387番の2地先から 佐久市三分字宮田304番の2地先まで	新	$16.9 \sim 19.6$	0. 4652

- 3(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 三分中込線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
佐久市三分字下の田377番の1地先から 佐久市三分字下の田387番の2地先まで	旧	$\frac{m}{12.5 \sim 26.1}$	km 0.0038
佐久市三分字下の田377番の1地先から 佐久市田口字山崎4723番の3地先まで	新	$14.7 \sim 22.7$	1. 0206

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

県

報

令和5年3月30日

長野県上田建設事務所長 中 島 俊 一

- 1(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 丸子信州新線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
小県群青木村大字沓掛1512番の72地先から 小県群青木村大字沓掛941番の1地先まで	旧	$\frac{m}{7.6 \sim 16.4}$	km 0. 1040
同上	新	$7.6 \sim 16.4$	0. 1040
IN T	A7 	8.2 ~ 11.5	0. 0831

- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路 線 名 芦田大屋停車場線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上田市塩川字前山666番の1地先から	旧	$6.0 \sim 13.7$	km 0.5526
上田市塩川字籠田1319番の10地先まで		$10.7 \sim 15.0$	0. 5526
同 上	新	$10.7 \sim 15.0$	0. 5526

(区域を変更する期日:令和5年4月1日)

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

長野県伊那建設事務所長 石 田 良 成

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 与地辰野線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134番の33地先から 上伊那郡箕輪町大字中箕輪1456番の5地先まで	旧	$\frac{m}{7.0 \sim 31.5}$	km 1.9000
同 上	新	$7.0 \sim 31.5$	1. 8775

道路管理課

長野県木曽建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

長野県木曽建設事務所長 大瀬木 弘

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 361号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曽郡木曽町開田高原西野985番の63地先から 木曽郡木曽町開田高原西野983番の12地先まで	旧	$\frac{m}{13.0 \sim 38.5}$	km 0.5790
同 上	新	$13.0 \sim 38.5$	0. 5790

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

長野県松本建設事務所長 藤 本 済

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大町麻績インター千曲線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
東筑摩郡生坂村下生坂9501番の6地先から 東筑摩郡生坂村9724番の11地先まで	IΞ	$\frac{m}{4.5 \sim 11.3}$	km 0.8650
東筑摩郡生坂村大字東広津14025番の3地先から 東筑摩郡生坂村9724番の11地先まで		$7.5 \sim 41.6$	0. 4420
同 上	新	$7.5 \sim 41.6$	0. 4420

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗 義

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奉納中土停車場線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
北安曇郡小谷村大字中土字犬川3005番の4地先から 北安曇郡小谷村大字中土字犬川3065番のロ地先まで	旧	$\frac{m}{5.6 \sim 16.1}$	km 0.0719
同 上	新	$7.6 \sim 16.1$	0. 0719

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

長野県千曲建設事務所長 峯 村 和 夫

- 1(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 長野上田線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字若宮字中河原1420番の1地先から 千曲市大字若宮伊勢宮河原2070番の1地先まで	旧	6. $5 \sim 24.9$	km 1. 1954
	新	6. 5 ∼ 24. 9	1. 1954
同 上	75	9.5 ∼ 41.4	1. 2592

- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 森篠ノ井線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字雨宮字大宮18番の1地先から 千曲市大字雨宮字町浦407番の1地先まで	旧	$\frac{m}{5.4 \sim 9.8}$	km 0.1698
同 上	新	$7.2 \sim 17.7$	0. 1698

- 3(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路 線 名 内川姨捨停車場線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字千本柳字古屋敷川原872番の5地先から 千曲市大字須坂字中島252番の4地先まで	IB	$\frac{m}{3.7 \sim 87.1}$	km 0.8508
	III	$10.3 \sim 87.1$	0.8508
同 上	新	$10.1 \sim 60.2$	0.8508

- 4(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 白石千曲線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字倉科字石杭1643番の2地先から 千曲市大字倉科字石杭1643番の6地先まで	旧	$\frac{m}{7.0 \sim 8.7}$	km 0.0262
同 上	新	9.0 ~ 10.7	0. 0262

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
千曲市大字倉科字原1099番の1地先から 千曲市大字倉科字原1056番の1地先まで	旧	$\frac{m}{3.7 \sim 12.0}$	km 0.2797
同 上	新	4. 1 ∼ 13. 4	0. 2797

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

長野県須坂建設事務所長 野々口 敬 一

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
須坂市大字小山1346番の1地先から 須坂市墨坂南二丁目1506番の1地先まで	旧	$\frac{m}{7.2 \sim 28.4}$	km 0.7422
同 L	上新	$7.2 \sim 28.4$	0. 7422
In T		$12.0 \sim 27.3$	0.8006

(区域を変更する期日:令和5年4月1日)

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

長野県北信建設事務所長 関 克 浩

- 1(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 牟礼永江線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延 長
中野市大字永江字沖1823番の25地先から 中野市大字永江字沖1858番の2地先まで	IΒ	$\frac{m}{10.5 \sim 21.2}$	km 0.3663
		5. 1 ∼ 22. 9	0. 4315
同 上	新	$10.5 \sim 21.2$	0. 3663

(区域を変更する期日:令和5年4月1日)

- 2(1) 道路の種類 県道
 - (2) 路線名 替佐停車場線
 - (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字永江字沖1813番の7地先から 中野市大字豊津字千田118番の3地先まで	旧	$\frac{m}{4.0 \sim 20.0}$	km 4.0609
中野市大字豊津字町頭2450番の1地先から 中野市大字豊津字千田118番の3地先まで	新	5.0 ~ 6.4	0. 3022

(区域を変更する期日:令和5年4月1日)

道路管理課

長野県上田建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

長野県上田建設事務所長 中 島 俊 一

- 1(1)路線名丸子信州新線
 - (2) 供用を開始する区間

小県郡青木村大字沓掛1512番の72地先から 小県郡青木村大字沓掛941番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 令和5年3月30日
- 2(1)路線名塩田仁古田線
 - (2) 供用を開始する区間

上田市五加字富在家1351番の6地先から 上田市本郷字吉原757番の9地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和5年3月30日

道路管理課

長野県伊那建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

長野県伊那建設事務所長 石 田 良 成

- 1 路 線 名 与地辰野線
- 2 供用を開始する区間

上伊那郡箕輪町大字中箕輪2134番の33地先から

上伊那郡箕輪町大字中箕輪1456番の5地先まで

3 供用を開始する期日 令和5年3月30日

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗 義

- 1(1)路線名白馬美麻線
 - (2) 供用を開始する区間

北安曇郡白馬村大字神城字クネ下15798番の2地先から 北安曇郡白馬村大字神城字穴畑12100番の4地先まで

- (3) 供用を開始する期日 令和5年3月30日
- 2(1)路線名奉納中土停車場線
 - (2) 供用を開始する区間

北安曇郡小谷村大字中土字犬川3005番の4地先から 北安曇郡小谷村大字中土字犬川3065番のロ地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和5年3月30日

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

長野県千曲建設事務所長 峯 村 和 夫

- 1(1)路線名内川姨捨停車場線
 - (2) 供用を開始する区間

千曲市大字八幡字柳田日影7369番の1地先から 千曲市大字八幡字柳田日影7421番の20地先まで

- (3) 供用を開始する期日 令和5年3月30日
- 2(1)路線名小峰稲荷山線
 - (2) 供用を開始する区間

千曲市大字桑原字治田山2641番の1地先から 千曲市大字桑原字治田山2615番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和5年3月30日

道路管理課

長野県須坂建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年4月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県須坂建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年3月30日

長野県須坂建設事務所長 野々口 敬 一

- 1 路 線 名 403号
- 2 供用を開始する区間

須坂市大字小山1346番の1地先から

須坂市墨坂南二丁目1506番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和5年4月1日

道路管理課

長野県議会告示第1号

長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程をここに公布します。

令和5年3月30日

長野県議会議長 丸 山 栄 一

長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年長野県条例第39号。第8条第1項第2号を除き、以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第1条に規定する文字、番号、記号その他の符号とする。

(要配慮個人情報)

- 第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、個人情報の保護に関する法律施行令第2条に規定する記述等とする。
 - (個人の権利利益を害するおそれが大きい漏えい等)
- 第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、 当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に掲げる事項を通知するものとする。
- (1) 概要
- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- (3) 原因
- (4) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (5) その他参考となる事項

(電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号) 第49条に規定する電磁的方法とする。

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

- 第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

- 第8条 議長は、条例第17条第1項の個人情報ファイル(次に掲げるもの及び条例第17条第2項の規定により個人情報ファイル簿に 掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成するもの とする。
 - (1) 国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - (2) 犯罪の捜査、租税に関する法令(条例を含む。)の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、 又は取得する個人情報ファイル
 - (3) 条例第17条第1項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの
 - (4) 条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるもの
- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正するものとする。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除するものとする。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表するものとする。
- 6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別
 - (2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第1項第4号に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨 (開示請求等における本人確認手続等)
- 第9条 条例第19条第2項、第32条第2項又は第38条第2項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に 掲げる書類のいずれかとする。
 - (1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(次項において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この条において「開示請求者等」という。)の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類
- 2 開示請求書等を議長に送付して開示請求等をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。
 - (1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - (2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの
- 3 条例第18条第2項、第31条第2項又は第37条第2項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。 (開示請求書に記載することができる事項)
- 第10条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法(文書又は図画に記録されている保有個人情報について は閲覧又は写しの交付の方法として議長が定める方法をいい、電磁的記録に記録されている保有個人情報については条例第28条第 1項の規定により議長が定める方法をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事項を記載することができる。
 - (1) 求める開示の実施の方法
 - (2) 議会の事務局(以下「事務局」という。)における開示(保有個人情報が記録されている公文書の写しの送付の方法(以下「写しの送付の方法」という。)及び電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この号及び第13条において同じ。)と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。次条第1項第4号及び第13条第5号において同じ。)を使用して開示を実施する方法以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあっては、事務局における開示の実施を希望する日
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨 (開示決定の際に通知すべき事項)
- 第11条 条例第24条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
 - (2) 事務局における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務局における開示の実施を求める場合にあっては、条例第28条第3項の規定による申出をする際に事務局における開示を実施することができる日のうちから事務局における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
 - (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
 - (4) 電子情報処理組織を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項
- 2 開示請求書に前条各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第24条第1項の議長が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。
 - (1) 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができる場合(事務局における開示につ

いては、開示請求書に記載された事務局における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。) その旨及び前項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第12条 議長は、条例第27条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意するものとする。
- 2 条例第27条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 開示請求の年月日
- (2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 3 条例第27条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第27条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

(開示の方法)

- 第13条 条例第28条第1項の議長が定める方法は、次に掲げる方法 (議会がその保有する処理装置及びプログラム (電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。) により行うことができる方法に限る。) とする。
 - (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
 - (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの交付
 - (3) 電磁的記録を専用機器 (開示を受ける者の閲覧、聴取又は視聴の用に供するために議会が保有するものに限る。) により再生したものの閲覧、聴取又は視聴
 - (4) 電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
 - (5) 電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年長野県条例第3号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合に限る。)

(開示の実施の方法等の申出)

- 第14条 条例第28条第3項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。
 - (1) 求める開示の実施の方法 (開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)
 - (2) 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分
 - (3) 事務局における開示の実施を求める場合にあっては、事務局における開示の実施を希望する日
 - (4) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨
- 2 第11条第2項第1号に掲げる場合に該当する旨の条例第24条第1項の規定による通知があった場合において、第10条各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第28条第3項の規定による申出は、することを要しない。

(写し等の交付費用)

第15条 条例第30条の議長が定める費用は、別表のとおりとする。

(写しの送付に要する費用の納付方法)

第16条 第11条第1項第3号の送付に要する費用の納付方法は、郵便切手により納付する方法とする。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(議会関係長野県個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 議会関係長野県個人情報保護条例施行規程(平成17年長野県議会告示第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この規程の施行後遅滞なく」とする。

(長野県議会公用端末等管理規程の一部改正)

4 長野県議会公用端末等管理規程(令和4年長野県議会告示第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号」を「長野県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和4年長野県条例第39号」に改める。

(別表) (第15条関係)

	文書	写し等	金額
1 文書 (1) 文書又は 又は図 図画 画 ((2)に該当	ア 複写機により複写したもの	1 枚につき10円 (多色刷りにあ っては、20円)	
	するものを 除く。)	イ スキャナ (これに準 ずる画像読取装置を含 む。)により読み取って できた電磁的記録を光デ ィスクに複写したもの	光ディスク1枚 につき90円
	(2) マイクロ フィルム	用紙に印刷したもの	1枚につき10円
2 電磁的記錄		ア 用紙に出力したもの	1 枚につき10円 (多色刷りにあ っては、20円)
		イ 光ディスクに複写したもの	1枚につき90円

(備考) 用紙の両面に複写し、又は出力するときは、片面を1枚として額を算定する。

総 務 課

長野県議会告示第2号

議会関係長野県情報公開条例施行規程(平成13年長野県議会告示第2号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月30日

長野県議会議長 丸 山 栄 一

第5条中「の各号に掲げる電磁的記録について、それぞれ当該各号に定める方法」を「に掲げる方法であって、議会がその保有する 処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。)によ り行うことができるもの」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- (3) 電磁的記録を専用機器(公開を受ける者の閲覧、聴取又は視聴の用に供するために議会が保有するものに限る。)により再生したものの閲覧、聴取又は視聴
- (4) 電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
- (5) 電磁的記録を電子情報処理組織(議会の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)と公開を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法(長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成19年長野県条例第3号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して公開請求があった場合に限る。)

別表の備考以外の部分を次のように改める。

長

報

(別表) (第6条関係)

公文書の種別		写し等	金額
1 文書又は図画	(1) 文書又は図画 ((2)に該当する ものを除く。)	ア 複写機により 複写したもの	1 枚につき10円 (多色刷りにあ っては、20円)
		イ スキャナ (これに準ずる画像 読取装置を まりによりにできた でできた 電磁的記録を光 ディスクにもの	光ディスク1枚 につき90円
	(2) マイクロフィ ルム	用紙に印刷したも の	1 枚につき10円
2 電磁的記録		ア 用紙に出力したもの	1 枚につき10円 (多色刷りにあっては、20円)
		イ 光ディスクに 複写したもの	1枚につき90円

総務課

長野県議会告示第3号

議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成19年長野県議会告示第1号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月30日

長野県議会議長 丸 山 栄 一

名 称	条 項
長野県議会の保有する個人情報の保護 に関する条例(令和4年長野県条例第 39号)	第19条第1項及び第3項、第24条、第26条第2項及び第3項、第27条、第28条第3項、第32条第1項及び第3項、第34条、第35条第2項及び第3項、第36条、第38条第1項及び第3項、第40条並びに第41条第2項及び第3項

総務課

長野県議会告示第4号

平成19年長野県議会告示第2号(議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月30日

長野県議会議長 丸 山 栄 一

本則の表中 第6条第1項 第6条、第11条第1項及び第2項、 第12条第2項及び第3項、第13条第 1項並びに第14条

総務課

長野県教育委員会告示第4号

教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県教育委員会規則 第10号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等 について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

名 称	条項
個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年長野県条例第38号)	第4条第2項及び第3項

教育政策課

長野県教育委員会告示第5号

平成19年長野県教育委員会告示第3号(教育委員会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則に基づく手続)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

本則の表中	第6条第1項	を
		_

第6条、第11条第1項及び第2項、 第12条第2項及び第3項、第13条第 1項並びに第14条

に改める。

教育政策課

長野県教育委員会告示第6号

平成3年長野県教育委員会告示第4号(長野県個人情報保護条例に基づき口頭により請求することができる記録情報)は、令和5年3月31日限り、廃止します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

教育政策課

長野県教育委員会告示第7号

平成17年長野県教育委員会告示第5号(長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報)は、令和5年3月31日限り、廃止します。

令和5年3月30日

長野県教育委員会

教育政策課

選告示第6号

選挙管理委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のとおり定めます。

令和5年3月30日

長野県選挙管理委員会委員長 北 島 靖 生

選挙管理委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

長野県選挙管理委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長野県条例第38号)の施行については、個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(令和5年長野県規則第14号)の規定の例による。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(選挙管理委員会関係長野県個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 選挙管理委員会関係長野県個人情報保護条例施行規程(平成3年選告示第30号)は、廃止する。

選挙管理委員会

長野県監査委員告示第1号

監査委員関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のように定めます。

令和5年3月30日

長野県監査委員 田 口 敏 子

同 西沢利雄同 青木孝子

同 佐々木 祥 二

監査委員関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

長野県監査委員が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長野県条例第38号)の施行については、個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(令和5年長野県規則第14号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(監査委員関係長野県個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 監査委員関係長野県個人情報保護条例施行規程(平成13年長野県監査委員告示第6号)は、廃止する。

監査委員事務局

長野県監査委員告示第2号

監査委員関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程(平成19年長野県監査委員告示第1号)の規定に基づきその例によることとされる長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年長野県規則第6号)第3条の規定により、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、当該手続等の根拠となる条例等の名称及び条項を次のとおり告示し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月30日

長野県監査委員 田 口 敏 子

同 西沢利雄

同 青木孝子

同 佐々木 祥 二

名 称	条項
個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和4年長野県条例第38号)	第4条第2項及び第3項

監査委員事務局

長野県監査委員告示第3号

平成19年長野県監査委員告示第2号(監査委員関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

を

令和5年3月30日

 長野県監査委員
 田 口 敏 子

 同 西 沢 利 雄

 同 青 木 孝 子

 同 佐々木 祥 二

に改める。

本則の表中

第6条第1項

第6条、第11条第1項及び第2項、 第12条第2項及び第3項、第13条第 1項並びに第14条

監査委員事務局

長野県収用委員会告示第1号

収用委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のとおり定めます。 令和5年3月30日

長野県収用委員会

収用委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

長野県収用委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長野県条例第38号)の施行については、個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(令和5年長野県規則第14号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
 - (収用委員会関係長野県個人情報保護条例施行規程の廃止)
- 2 収用委員会関係長野県個人情報保護条例施行規程(平成3年長野県収用委員会告示第1号)は、廃止する。

総合政策課

長野県収用委員会告示第2号

長野県収用委員会運営規程(昭和54年長野県収用委員会告示第1号)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行します。

令和5年3月30日

長野県収用委員会

別表第2の3を次のように改める。

- 3 個人情報の保護に関する事項
 - (1) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づく次の事項
 - ア 第62条の規定による個人情報の利用目的の明示
 - イ 第68条第2項の規定による通知
 - ウ 第69条第2項の規定による保有個人情報の利用又は提供
 - エ 第70条の規定による制限及び措置の要求
 - オ 第71条第1項の規定による同意の取得
 - カ 第71条第2項の規定による情報の提供
 - キ 第71条第3項の規定による情報の提供
 - ク 第72条の規定による制限及び措置の要求
 - ケ 第75条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成
 - コ 第77条第3項の規定による補正の要求
 - サ 第82条第1項の規定による決定及び通知

- シ 第82条第2項の規定による決定及び通知
- ス 第85条第1項の規定による事案の移送及び通知
- セ 第86条第1項の規定による通知
- ソ 第86条第2項の規定による通知
- タ 第86条第3項の規定による通知
- チ 第87条第1項の規定による開示の実施
- ツ 第91条第3項の規定による補正の要求
- テ 第92条の規定による訂正の実施
- ト 第93条第1項の規定による決定及び通知
- ナ 第93条第2項の規定による決定及び通知
- ニ 第94条第2項の規定による期間の延長及び通知
- ヌ 第95条の規定による通知
- ネ 第96条第1項の規定による事案の移送及び通知
- ノ 第97条の規定による通知
- ハ 第99条第3項の規定による補正の要求
- ヒ 第100条の規定による利用停止の実施
- フ 第101条第1項の規定による決定及び通知
- へ 第101条第2項の規定による決定及び通知
- ホ 第102条第2項の規定による期間の延長及び通知
- マ 第103条の規定による通知
- ミ 第109条第1項の規定による行政機関等匿名加工情報の作成
- ム 第114条第1項(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による審査
- メ 第114条第2項(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- モ 第114条第3項(第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定による通知
- ヤ 第115条 (第118条第2項において準用する場合を含む。) の規定による契約の締結
- ユ 第116条第1項の規定による加工
- ヨ 第120条の規定による契約の解除
- ラ 第123条第1項の規定による公表及び明示
- (2) 個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長野県条例第38号)の規定に基づく次の事項
 - ア 第3条第1項の規定による条例個人情報ファイル簿の作成
 - イ 第4条第2項の規定による期間の延長及び通知
 - ウ 第4条第3項の規定による通知

総合政策課

内水面漁場管理委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程を次のとおり定めます。

令和5年3月30日

長野県内水面漁場管理委員会

長野県内水面漁場管理委員会告示第1号

内水面漁場管理委員会関係個人情報の保護に関する法律施行条例施行規程

長野県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)及び個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年長野県条例第38号)の施行については、個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則(令和5年長野県規則第14号)の規定の例による。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(内水面漁場管理委員会関係長野県個人情報保護条例施行規程の廃止)

2 内水面漁場管理委員会関係長野県個人情報保護条例施行規程 (平成3年長野県内水面漁場管理委員会告示第1号) は、廃止する。

内水面漁場管理委員会事務局